

施設説明

介護保険適用施設

施設名	概要	
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	「生活の場」と「手厚い介護サービス」を提供する施設	<p>寝たきりや認知症などで、常に介護が必要で自宅での生活が難しい方のための施設です。入所者が可能な限り在宅復帰できることを目標としています。入所により、入浴・排せつ・食事などといった日常生活上の介護、機能訓練、健康管理、療養上の世話などが受けられます。</p> <p>介護老人福祉施設は、老人福祉法では、特別養護老人ホームと呼ばれています。また、定員29人以下の小規模で運営される地域密着型介護老人福祉施設もあり、少人数の入所者に対して介護老人福祉施設と同様のサービスを提供します。</p>
介護老人保健施設	リハビリなどで自立を支援し家庭への復帰を目指すための施設	<p>入所者に対して、リハビリテーションなどの医療サービスを提供し、家庭への復帰を目指す施設です。利用者の状態に合わせた施設サービス計画（ケアプラン）に基づき、医学的管理のもとで、看護、リハビリテーション、食事・入浴・排せつといった日常生活上の介護などを併せて受けることができます。</p>
介護療養型医療施設	医療サービスを受けながらの長期療養が可能な施設	<p>慢性疾患を有し、長期の療養が必要な方のために、介護職員が手厚く配置された医療機関（施設）です。病状が安定していても、自宅での療養生活は難しいという方が入所して、必要な医療サービス、日常生活における介護、リハビリテーションなどを受けることができます。</p> <p>特別養護老人ホームや介護老人保健施設に比べて、医療や介護の必要度が高い方を対象にしています。</p>
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	少人数の家庭的な雰囲気の中での共同生活を支援するサービス	<p>認知症の高齢者が共同で生活する住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行います。</p> <p>少人数（5人から9人）の利用者と介護スタッフが共同生活を送り、家庭的な雰囲気の中で、症状の進行を遅らせて、できる限り自立した生活が送れるようになることを目指します。</p>
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどにおける入居者の日常生活を支えるサービス	<p>介護保険の指定を受けた介護付き有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが、入居している利用者に対して、入浴・排せつ・食事といった日常生活上の支援、リハビリテーションなどを行います。</p>